

オーストラリアの社会保障政策

——転換期を迎えた年金制度——

漆原 克文

要 旨

オーストラリアの高齢者所得保障制度の柱は、老齢年金制度と退職年金制度である。老齢年金制度は、今世紀初頭に整備された制度で、収入・資産による支給制限を伴うものの、無拠出制で単年度会計の連邦予算一般会計を財源としており、現在対象世代全人口の60%近い高齢者が受給している。しかし、オーストラリアにおいても日本と同様、21世紀にかけて人口の高齢化が見込まれており、老齢年金制度の水準引上げや現行制度の維持自体も容易なものではないと認識されつつある。この状況を背景に新たな高齢者所得保障制度として注目を集めているのが、企業年金をベースとした退職年金制度であり、政府は現在、退職年金制度の企業への義務付け、法制度及び税制の整備を図っているところである。本稿は、このようなオーストラリアの高齢者所得保障制度の変化を追いながら、現行の老齢年金制度及び退職年金制度について、その制度概要及び特徴をまとめてみたものである。

はじめに

オーストラリアの社会保障政策に対する日本

の関心は、欧米各国へのそれに較べて高いとは言えない。欧米諸国の社会保障制度は、明治以来の日本の社会保障制度構築に大きな影響を与えており、今日もなお種々のインパクトを与えている。オーストラリアも後に述べるように社会保障制度の整備については、世界に先がけた制度を導入しているが、この面についての日本の関心は、そう高いものではなかった。その原因については、オーストラリアが、第2次大戦に至るまで真珠採取、羊毛貿易等を除いては、日本と大きなつながりを持っていなかったこと、また、狭小な国土に高密度の人口を有し、工業製品を輸出する日本に対し、オーストラリアが、広大な国土に相対的に低い人口しか持たず、主として1次産品を輸出するなど、日本と正反対の特徴を持っていることなども考えられようが、その1つの原因として、社会的事象に対する日本の眼が、主として、同じ北半球の西側に向けられ、地球の南側に向けられることが少なかったことも見逃せない。

社会の一般的な制度においてオーストラリアは、いまだに旧本国である英国の影響が強いといえるが、こと社会保障制度に関しては、英国とは、別個の発展を遂げており、年金等の分野については、英国よりもむしろ米国に近いといった側面も見ることができる。このようなオースト

ラリアの社会保障制度の概要については、本田清隆氏が、本誌第82号(1988年3月号)に「オーストラリアの社会保障事情(概説)」として、きわめて簡明にまとめておられ、現在の時点で、筆者が新たに付け加えなければならないことはなく、同論文の内容は、給付額等の改訂を除き、現在もそのまま正しいといえる。

さきにオーストラリアは、日本と正反対の特徴を有していると言ったが、こと社会の高齢化に関しては、日本と同様の問題・不安をかかえており、急ピッチで進む高齢化への対応を迫られていることもまた事実である。この対応の1つのあらわれとして、高齢者の所得保障制度である年金制度も無拠出制老齢年金(Age Pension)から拠出を伴う退職年金制度(Superannuation)へ徐々に重点を移行させているところといえる。元来、羊毛、小麦、乳製品、食肉等の農産物や、石炭、天然ガス等のエネルギー資源、鉄鉱石、金、銅等の金属資源にめぐまれ、ラッキー・カンントリーと呼ばれてきたこの国も、日本と同様に高齢化社会への対応を模索しているところであり、その1つの過程を年金制度を通じてみていくこととしたい。

1 高齢者所得保障制度

オーストラリアの高齢者所得保障制度は、老齢年金(Age Pension)と退職年金(Superannuation)から成り立っている。老齢年金は、連邦予算の一般会計から支出されるもので、年金取得のための若年時からの特別な年金原資の積立て等を要せず、一定年齢に達したこと等を要件に支給されるもので、受給については、収入、資産の調査に基づいて、受給額が決められるなど、日本の厚生年金、国民年金等と異なり、

むしろ高齢者に対する生活保護給付に近いものといえる。日本の生活保護制度と異なる点は、保有資産の制限がゆるいこと及び大部分の高齢者が受給しているということであろう。老齢年金制度は、オーストラリア連邦結成以前の1900年にニュー・サウス・ウェールズ植民地及びビクトリア植民地で創始されたといわれており、1908年には、連邦事業として、全オーストラリアに普及する(制度そのものの運営は、1909年7月1日から開始される。)こととなった。したがって、現在老齢年金制度は、創設以来80年以上の歴史を有しており、オーストラリアの国民生活にすっかり定着したものとなっている。

退職年金制度は、企業の従業員福祉の1つとして、1950年代に創始されたものといわれているが、1989年には、労働裁定(Award)により、ほとんどの企業が、この制度を設けなければならないものとなった。この制度は、使用者または労使双方が、従業員の退職後の生活のために、給与の一部の積立てを行うもので、日本の厚生年金基金、税制適格年金制度に似ている。オーストラリアには、日本の厚生年金、国民年金等に当たる社会保険制度を基礎とする国営年金保険はなく、この点では、英国とも異なっているといえる。

2 老齢年金制度

老齢年金制度は、「限られた資力を有する老人に収入を与える」ことを目的とした制度で、連邦社会保障省(Department of Social Security)が、直接的に事業運営を行っている。連邦社会保障省は、老齢年金だけではなく、障害年金(Invalid Pension)、介護者年金(Carer's Pension)、寡婦(夫)手当(Widowed Person's

Allowance), リハビリテーション手当 (Rehabilitation Allowance), 失業給付 (Unemployment Benefit), 傷病給付 (Sickness Benefit), 求職手当 (Job Search Allowance), 若年ホームレス手当 (Young Homeless Allowance), 家族手当 (Family Allowance), 障害児手当 (Child Disability Allowance), 住宅費補助 (Rent Assistance) 等27種類の給付を行っており, 老齢年金 (Age Pension) は, そのうちの1つに過ぎないが, 支給金額及び支給対象者数で諸給付の最大のものとなっている。

(1) 内容

ア 資格要件

年齢 女子60歳以上の者

男子65歳以上の者

居住要件

(ア) オーストラリア居住者であり, 年金請求の際, 現にオーストラリアに居住しているオーストラリア国籍を有する者であるか, オーストラリア永住権を保持する者であって, 10年間オーストラリアに連続的に居住していること。

(イ) もし請求者が, 連続10年の居住要件を満たさない場合でも, 個別の居住期間合計が少なくとも10年であって, かつその一期間が少なくとも5年である者には, 受給権を認めることができる。しかるべき不在期間は, 居住期間に算入する。

社会保障相互協定は, 居住要件に影響を与えることができる。

イ 支給要件 (1990年9月現在)

収入要件(所定年金満額を受給するため)

単身 週収入40豪ドル以下

夫婦 週収入70豪ドル以下

(ア) 収入は, 銀行利息, 各種配当金, 賃貸収入等, 農場収入, 事業収入, 国外からの収入, 退職年金及び外国の年金を算入し, 公的所得保障給付金のいくつかを除外する等により認定される。

(イ) 認定収入が要件を越える者においては, 単身について収入1豪ドルにつき年金額を50豪セント, 夫婦については収入1豪ドルにつき年金額を2人それぞれについて25豪セントずつ差し引いて支給する (表1に例として夫婦年金額を示す)。

資産要件(所定年金満額を受給するため)

表1 夫婦の認定収入と年金額

(豪ドル)

2週間当たり夫婦合算 収入認定額	2週間当たり夫婦年金 額
140.00	486.40
160.00	476.40
180.00	466.40
200.00	456.40
250.00	431.40
300.00	406.40
350.00	381.40
400.00	356.40
450.00	331.40
500.00	306.40
550.00	281.40
600.00	256.40
650.00	231.40
700.00	206.40
750.00	181.40
800.00	156.40
900.00	106.40
1000.00	56.40
1112.80	0.00

(ロ) 扶養する子供のある場合, 収入認定額及び年金額は所定率で増額される。

1990年9月現在, 連邦社会保障省資料

単身（住宅所有者）
 103,500豪ドル以下
 （住宅非所有者）
 177,500豪ドル以下
 夫婦（住宅所有者）
 147,500豪ドル以下
 （住宅非所有者）
 221,500豪ドル以下

(ア) 資産は、現預金、有価証券、別荘等の不動産、事業及び農場評価、資産売却代金、贈与評価、負債評価、自家用車、家財、収集品等を加算し、強制終身年金等を除外し、また住宅所有者にあっては、2ヘクタール以下の自己使用住宅を除外する等により認定される。

(イ) 認定資産が要件を越える者においては、単身について資産超過1,000豪ドルにつき、年金額を週2豪ドル、夫婦については、資産超過1,000豪ドルにつき、年金額を2人それぞれについて週1豪ドルずつを差し引いて支給する（例として、夫婦住宅所有の場合の夫婦年金額を表2に示す。）。

これら収入要件、資産要件によって算出された年金額が異なる場合には、双方のうちの低額の年金額によって支給される。

ウ 物価スライド

各支給老齢年金額は、年に2回（通常3月及び9月）消費者物価指数に基づいて自動的に物価スライドする。

エ 課税

老齢年金は、所得税の課税対象となる。

表2 夫婦住宅所有者の認定資産と年金額
(豪ドル)

夫婦資産認定額	2週間当たり夫婦年金額
147,500	486.40
150,000	476.40
160,000	436.40
170,000	396.40
180,000	356.40
190,000	316.40
200,000	276.40
220,000	196.40
240,000	116.40
269,500	0.00

(ロ) 1. 扶養する子供のある場合、夫婦資産認定額及び年金額は、所定率で増額される。
 2. 夫婦所有の住宅は、資産認定から除外される。

1990年9月現在、連邦社会保障省資料

オ 支給形態

老齢年金の支給計算は、2週間を単位に行われ、2週間ごとの木曜日に主として銀行振込の形式で、各受給者に支給される。また、老齢年金は、本人に代わって代理受領することも認められている。

(2) 支給状況

1989-90年度（1989年7月1日-90年6月30日）の間の老齢年金の支給状況は、表3のとおりで、同年度の支給総額81億8,200万豪ドルは、同年度の連邦社会保障支出全体の40.6%に相当し、連邦予算歳出総額の9.3%に当たっている。

また、老齢年金の受給者数は、オーストラリア全人口の7.85%にのぼっており、1990年6月30日現在、受給対象世代のオーストラリア人男性81万2,087名中49.8%、女性146万4,309名中63.9%、合わせて対象世代人口総数227万6,396名の58.9%が、なんらかの形で老齢年金の全部または一部を受給しているこ

表3 老齢年金支給状況

	1989年	1990年
6月30日現在老齢年金受給者数		
男性	403,339	404,486
女性	930,971	935,982
合計	1,334,310	1,340,468
支給総額及び平均支給額	1988—89年度	1989—90年度
支給総額(百万豪ドル)	7,516	8,182
1件2週間当たり平均支給額(豪ドル)		
単身者	240.74	264.58
夫婦	403.12	438.58

(注) 支給総額及び平均支給額には、老齢年金の補助的給付である夫人年金、介護者年金等を含む。

(資料) 1989—90年度連邦社会保障省年次報告書

ととなる。

このように老齢年金制度は、制度発足以来80年を越える歴史を有し、支給対象世代の60%に近い者がなんらかの形でその支給を受けているなど、すっかりオーストラリア国民の生活に定着したものとなっているが、単にその受給額で比較すると日本の生活保護の水準よりも低く、一説によると、オーストラリア勤労者の平均収入の24%の水準に受給額が設定されているに過ぎないという。これでは、老齢年金のみを収入源として生活することは、単に生存可能(Survival)であるというにとどまり、豊かな老後生活には程遠いものであると指摘する声がある。

年金生活者は、ペンションナー(Pensioner)と呼ばれ、単に老齢年金受給だけでなく、附加的給付として医療費軽減制度、ビクトリア州の場合、電気、ガス、公共交通料金の割引資格等も与えられており、オーストラリアのあまり支出を要しないライフスタイルや、老齢年金支給要件の資産要件が比較的ゆるいことから他の資産収入の存在を考慮し、また現実にオーストラリ

アの都市で生活している経験から食料品を中心とする直接生活費が比較的低廉なこと(メルボルン郊外の小売店で、フィレ牛肉1キログラム22豪ドル、米5キログラム6豪ドル、オレンジ1キログラム1豪ドル、ジャガイモ1キログラム1豪ドル程度)を考えあわせれば、現在の老齢年金支給水準で、日本で考える以上のあるレベルの生活をするのが可能であるといえる。さきほどの割引き制度のもとで、公営ゴルフ場で、1ラウンド5.5豪ドルのグリーンフィーで、平日約5時間のゴルフを楽しむことなどを考えると、ある意味で日本人の眼からは、オーストラリアのペンションナーは、「それなりに豊かな生活」をしているのではないかとも思える。

しかし、これなども日本の場合とひき較べての結果であって、オーストラリアのペンションナーという語感に、どこことなくつつましい生活といったイメージがあることもまた事実である。

なお、老齢年金支給要件の居住要件にいう社会保障相互協定とは、オーストラリアが、イギリス、ニュージーランド、イタリア、カナダと結

んだ協定であって、相互の国民が相手国に居住した場合、当該国の社会保障制度に係る年金、給付、手当等のうち一定のものについての受給を認める相互協定であって、社会保障の国際化の現れの1つとして注目される。

3 年金制度改革の必要性

これまで述べたようにオーストラリアの老齢年金制度は、無拠出制年金であるが、無職の高齢者の生活を十分に豊かに保障する水準とはいえないものとみられている。しかし、老齢年金の給付水準の引き上げは、同制度が、オーストラリアの1989-90年度の社会保障給付全体の40.6%を占めていること及び同給付総額が、連邦歳出予算の9.3%（ちなみに社会保障給付総額は、同歳出の22.9%に当たる。）となることから財政運営上これ以上の給付水準の引き上げによる歳出増は、困難と考えられる。これに加えて、オーストラリアの租税体系において、所得税の占める割合が高いこと及び、オーストラリアにも人口の高齢化が確実に進展する見込みであることなどが、給付水準の引き上げを一層困難なものとしている。

(1) 所得税

オーストラリアの現在（1990-91年度）の個人所得税率は、表4のとおりである。オーストラリアには、日本のような個人所得に対する地方税は存在せず、すべて連邦税となっているが、年収3万6千豪ドルを越える収入に対する46.5%以上という課税率は、決して低いものとはいえない。オーストラリアは、他のOECD加盟国と異なり、消費税を導入しておらず、連邦の税収入に占める個人所得税の割合は、87-88年度で56.1%にもものぼっており、法人所得税等を含めた所得税全体では、68.7%となっている。現在、野党自由党に消費税導入推進の声があるが、日本の例に照らしても消費税がスムーズに国民に受け入れられるとは考えにくく、他方所得税等の増税も困難であるならば、一般会計で賄う老齢年金等の給付額の引き上げも困難であるといえよう。

(2) 高齢化

オーストラリアの将来人口の推計によれば、オーストラリアでも日本同様、21世紀にかけて人口の高齢化の進展が予想されている。すなわち、オーストラリアの1990年6月30日現在の人口は、1708.3万人と推計されており、そのうち

表4 1990-91年度個人所得税率（豪ドル）

課税対象所得額	所 得 税 額
0— 5,250	非課税
5,251—17,650	5,250豪ドルを越える1豪ドルにつき20.5%
17,651—20,600	2,542.00+17,650豪ドルを越える1豪ドルにつき24.5%
20,601—20,700	3,267.75+20,600豪ドルを越える1豪ドルにつき29.5%
20,701—35,000	3,294.25+20,700豪ドルを越える1豪ドルにつき38.5%
35,001—36,000	8,799.75+35,000豪ドルを越える1豪ドルにつき42.5%
36,001—50,000	9,224.75+36,000豪ドルを越える1豪ドルにつき46.5%
50,001+	15,734.75+50,000豪ドルを越える1豪ドルにつき47.0%

（資料） オーストラリア連邦国税庁

の年齢65歳以上の者は、190.6万人とみられており、全人口に占める年齢65歳以上の者の割合は、11.16%となっている。この人口の将来推移は、表5のように予測されており、2001年には、全人口1,983.4万人、65歳以上人口240.1万人、比率12.10%、2031年には、全人口2,600.9万人、

65歳以上人口522.2万人、比率20.08%となることが予想されている。

オーストラリアの場合、1971年から1988年までの過去18年間に年平均97,787人の移民を受け入れており、同時期の平均出国者数26,705人とこの差である年平均71,082人の社会増が生じてい

表5 オーストラリア将来推計人口

年齢層(歳)	1989	1990	1991	1992	1993	1996	2001	2006	2011	2016	2021	2026	2031
人 口 (千人)													
0-14	3714.6	3737.2	3767.1	3802.5	3837.4	3937.1	4035.1	4097.1	4128.5	4171.1	4241.7	4334.4	4417.0
15-24	2756.1	2767.0	2775.1	2778.4	2776.7	2715.2	2728.2	2861.6	2943.5	2997.1	3022.9	3038.3	3072.5
25-44	5302.3	5404.4	5486.2	5525.3	5584.8	5819.7	6103.9	6155.9	6248.1	6324.4	6421.1	6608.3	6717.0
45-64	3203.2	3268.3	3342.3	3465.7	3574.1	3914.1	4566.3	5258.0	5807.1	6139.9	6421.2	6480.3	6580.6
65以上	1856.9	1906.0	1966.8	2020.2	2073.8	2220.6	2400.6	2627.7	2976.1	3529.8	4074.2	4677.6	5221.6
全人口	16833.1	17083.0	17337.4	17592.2	17846.7	18606.7	19834.1	21000.3	22103.3	23162.3	24181.0	25138.9	26008.7
対全人口比率 (%)													
0-14	22.07	21.88	21.73	21.61	21.50	21.16	20.34	19.51	18.68	18.01	17.54	17.24	16.98
15-24	16.37	16.20	16.01	15.79	15.56	14.59	13.76	13.63	13.32	12.94	12.50	12.09	11.81
25-44	31.50	31.64	31.64	31.41	31.29	31.28	30.77	29.31	28.27	27.30	26.55	26.29	25.83
45-64	19.03	19.13	19.28	19.70	20.03	21.04	23.02	25.04	26.27	26.51	26.55	25.78	25.30
65以上	11.03	11.16	11.34	11.48	11.62	11.93	12.10	12.51	13.46	15.24	16.85	18.61	20.08

(注) 基準年1989年

(資料) オーストラリア統計局

表6 老齢年金給付の年次推移

年度	6月30日現在受給者数			年度支給総額 (千豪ドル)
	男 性	女 性	合 計	
1971	242,040	565,671	807,711	702,276
1975	351,216	746,009	1,097,225	1,612,468
1980	442,897	879,029	1,321,926	3,508,755
1985	419,714	912,068	1,331,782	5,638,926
1986	412,373	912,227	1,324,600	5,897,156
1987	407,698	914,476	1,322,174	6,257,147
1988	404,922	923,892	1,328,814	6,972,771
1989	403,339	930,971	1,334,310	7,516,110
1990	404,486	935,982	1,340,468	8,182,453

(注) 1. 年度支給総額とは、前年7月1日より当年6月30日までに支給した金額をいう。

2. 支給総額には、老齢年金給付及び老齢年金の付加的給付とみなされる夫人年金、介護者年金、後見人手当、住宅補助及び遠隔地手当等を含む。

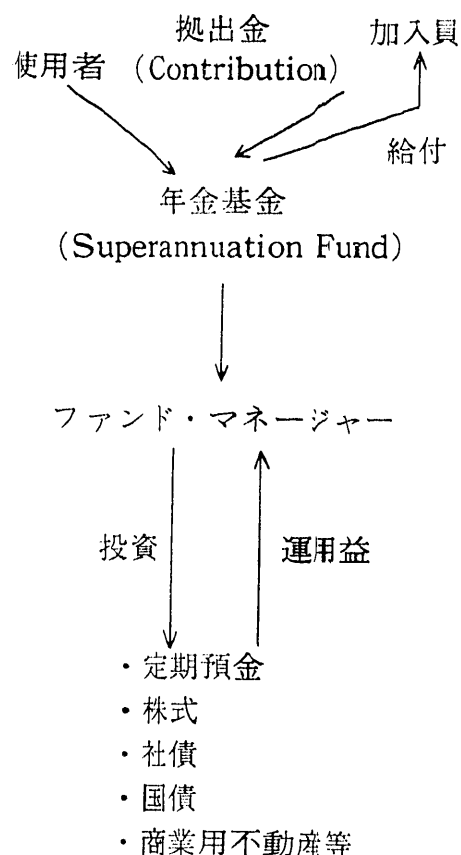
(資料) 1989-90年度連邦社会保障省年次報告書

る。この社会増の存在が将来の人口推計を不安定なものとしているが（移民数の増減は、世界情勢の変化、世界経済の変動、政治情勢の如何によって大きな影響を受ける。）、オーストラリアの人口も長期的に見て高齢化の傾向にあることは、まず疑えないところであろう。この傾向を考慮すると、単に税収等の短期的な制約だけでなく、長期的にも現在の無拠出を前提とする老齢年金の給付改善は、困難なことがうかがわれる。また、表6に見るような、老齢年金給付額の急ピッチな増大は、オーストラリア国民経済の発展やインフレ率を考慮するとしても、現行制度の維持自体も次第に困難となるのではないかとの印象を与えるものといえる。

4. 退職年金制度

退職年金 (Superannuation) 制度は、1950年代にオーストラリアの企業内福祉の一環として導入された制度といわれており、各企業において独自に発達してきた制度であって、その統一の基準となる連邦法・職業退職年金基準法 (Occupational Superannuation Standards Act 1987) も1987年になって制定されたものである。その内容も、それまで個別の企業によって発達してきた退職年金制度の運営の基準等を示したに過ぎないものであり、その基準を満たす限りにおいて、年金制度の設計等は、すべて各企業側にまかされているといえる。

退職年金制度の概要は、図1に示すとおりであるが、退職年金制度の中心となるのは、日本の厚生年金基金または税制適格退職年金制度と同様に、使用者または労使双方による在職中の拠出金 (Contribution) の集合体である退職年金基金 (Superannuation Fund, 以下単に



(注) 拠出金は、使用者だけの場合もある。

図1 年金基金の仕組み

「基金」という。) である。この基金が、拠出金の受入れ、運用、年金支払い及び構成員の権利保全等の事務を行うこととなる。基金は、英米法の信託概念によって設立・運営されている。したがって、各基金は、基金関係者によって自律的に運営されるが、連邦大蔵大臣の管轄下にある保険・年金委員会 (Insurance and Superannuation Commission) の監督を受けることとされている。

退職年金制度は、日本の厚生年金基金制度に似ているが、オーストラリアの退職年金制度の特徴は、次のようなものであろう。

- ① 退職年金制度への参加は、公務員及び企業従業員だけでなく、個人営業者 (the Self-employed) にも可能。
- ② 一定額 (Reasonable Benefit Limit) まで

の年金受取りについては、軽減所得税率15%が適用され、通常の課税より有利となる。

- ③ 途中入社した従業員に対し、基金は、従業員が前職において受け取った一時金（脱退時の現価相当額）を受け入れ、運用を行う。
- ④ 退職年金制度は、一般的に退職年金制度のないオーストラリアにおいて、退職一時金となり、現在でも年金型支給より、一時金支給の方が多。
- ⑤ 退職年金制度は、企業ごとに発達した制度であったが、1989年以降、労働組合（産業別組合）は、各州の労使関係委員会（Industrial Relations Commission）から、労使双方に強制力を有する退職年金に関する労働裁定（Award）を獲得している。この裁定の内容は、使用者側は裁定の対象となる従業員のために、基金に最低基礎賃金の3%に当たる額を拠出しなければならないということである。この動きから、1989年以降事実上全ての豪州企業は、退職年金制度を義務づけられることとなった。

(1) 退職年金制度の内容

1989年以降の全豪州企業への退職年金制度の適用は、退職年金制度が、単に老齢年金制度を補完するものとしてでなく、オーストラリア国民の老後生活を維持する新しい柱となったことを意味する。ことに先に述べた国家財政の制約及び高齢化の進展から老齢年金制度の給付水準の引き上げが困難であると見込まれる時にあって、退職年金制度は、豊かな老後生活の鍵を握るものと考えられている。

しかし、他方退職年金制度は、日本の厚生年金基金制度のように、法律を根拠として新たに設けられた制度ではなく、各企業によって独自

につくられていた制度に対して、1987年に初めて法律上の位置づけを与えられたという性格を有しており、拠出金徴収、運用、給付の各方面について必ずしも標準的な方式が存在するわけではない。例えば所得税等の連邦税制と退職年金制度との関連をとってみても（1987年以前の国と退職年金制度との関係は、税制との関係が中心となっている。1983年に私的年金促進のための優遇措置が打ち出され、それが後に修正されつつ現在に至るなど、税制と退職年金制度との関係は、複雑なものとなっている。）、到底容易に理解できるものではない。また、退職年金制度の事実上の強制化により、一般市民の退職年金への関心も増したが、制度は単純に理解できるものではなく、日本の年金制度同様に書店の棚に専門家の書いた解説書がいくつも並べられている状況にある。ここでは、紙数の関係もあり、日本の企業年金制度を前提に、オーストラリアの退職年金制度の特徴をとりあげることによって制度の概要を理解していただくこととしたい。

ア 退職年金制度の加入員

企業年金制度は、一般に企業に働く従業員が加入対象者となるが、オーストラリアの退職年金制度は、個人事業者に対してもその加入の道を開いている。個人事業者の場合、年金拠出金は、年間3,000豪ドルまで所得控除を受けることができ、退職年金受給やその他の税制上の取扱いは企業に勤める従業員と同等に取り扱われることとなっている。個人事業者は、生命保険会社、銀行等の販売する退職年金プランに加入することによって、通常の貯蓄（一般に預金利子等についても、事業収入と合算して所得税が課税される。）よりも有利な税制上の適用を受けることができ、これが退職年金制度加入のメ

リットとなっている。

イ 退職年金制度に関する税制

退職年金に関する税制は、一般の所得税率等よりも軽減した税率が適用される。課税は、次の3段階で行われる。

(ア) 拠出金拠出時

- i 使用者拠出金は、損金として法人所得税控除の対象となる。
- ii 従業員拠出金については、使用者拠出金が給与の3%相当額である場合は、年間3,000豪ドルまで個人所得税控除の対象となるが、3%を越える場合は、所得税控除の対象とならない。
- iii 所得税控除の対象となった拠出金については、基金に対し、15%の所得税が課される。

(イ) 基金での運用時

利子収入及びキャピタル・ゲイン等について基金に対し15%の所得税が課される。

(ウ) 退職年金受取時

退職年金受取者に対し、合理的給付限度額(Reasonable Benefit Limit: RBL)までは、15%の優遇所得税率が適用され、それを越えた額については、通常の所得税率による所得税が課せられる。

ウ 退職年金の受給額算定方式

企業に勤める者の退職年金の受給額算定方式については、「確定給付(Defined Benefit)型」と「累積(Accumulation)型」の2者がある。前者は、退職時の受給額をあらかじめ決めておくもので、退職直前3年間の年間平均給与の何年分かを退職年金の受給額とするというものである。これに対して、後者は、通常の貯蓄と同様に拠出金及び加入期間運用益の累積合計額を受給額とするものである。いずれもオーストラリアでは、一般的な受給額算定方式であって、

大企業では、この算定方式がファンドごとに異なる場合がある。

例えば、オーストラリアの代表的資源エネルギー・鉄鋼会社であるBHP社の基金では、事務職員(Staff)対象のファンドと工場従業員(Employees)対象のファンドに年金基金を分けており、事務職員に対する退職年金は、確定給付型として、

受給額 = 20% × 最終平均給与 × 基金加入年数
受給額を保障している。

これに対し、工場従業員対象の退職年金は累積型となっており、退職年金は、基金加入期間の拠出金と運用益を合計したものを受給することとなる。

確定給付型退職年金は、退職年金の受取金額についての保障があり、在職中のインフレへの対応力も高いといわれており、加入員にとってメリットがあるが、その反面、経済変動に応じた加入員拠出金の増額が困難であることから、使用者側の負担が高まる可能性が高い。これに対し、累積型退職年金は、使用者側の負担義務が明確である反面、受給額は、退職時の給与との関連を持たず、加入期間中の運用成績に左右される結果となりがちである。

こうしたことから、使用者からは、基金設立に際して累積型が好まれ、現在オーストラリアでは、確定給付型よりも累積型が増加する傾向があるといわれている。

エ 退職年齢

オーストラリアには、日本のような社会的慣習としての定年制度がないので、企業からの退職年齢は、必ずしも一定していない。概して、一生の生活を支えるに足る資産を早期に築いて退職し、人生のレジャーを満喫するのが、いつに変わらぬオーストラリア人の夢である。統計

表7 被用者の対人口比率 (%)

	年 齢 層								平 均
	15—19	20—24	25—34	35—44	45—54	55—59	60—64	65歳以上	
男 性									
1984	46.0	76.6	87.8	89.9	84.9	72.6	39.9	8.8	69.1
1986	47.6	78.1	88.4	90.0	85.1	71.2	42.3	8.3	69.3
1988	47.9	80.3	88.5	90.6	83.4	68.9	43.3	8.3	69.3
1989	52.0	82.1	89.9	90.0	86.1	71.5	46.2	8.4	70.9
女 性									
1984	44.7	64.4	51.0	55.4	47.8	26.6	11.4	2.5	40.9
1986	45.5	67.3	55.5	60.8	52.0	27.5	12.5	1.9	43.6
1988	47.1	67.6	58.0	65.0	54.8	30.5	14.0	2.5	45.8
1989	48.8	71.3	61.2	67.1	56.9	31.3	13.3	2.2	47.6
全 体									
1984	45.3	70.5	69.4	72.9	66.8	49.9	25.2	5.1	54.8
1986	46.6	72.7	71.9	75.6	69.0	49.7	27.1	4.6	56.3
1988	47.5	74.0	73.2	77.9	69.5	50.0	28.4	5.0	57.4
1989	50.4	76.8	75.6	78.7	71.9	51.7	29.6	4.8	59.1

(注) 1. 比率は、各年8月の値である。

2. 比率は、同一年齢層の被用者数/人口×100である。

(資料) 1990年オーストラリア年鑑 (オーストラリア統計局)

的には表7にみるように、35歳から44歳の男性の同世代男性全体に対する雇用率は、89%以上となり、25—54歳までの雇用率も80%を越えており、55—59歳をみると70%前後となる。すなわち55歳を境に退職が始まり、60—64歳で雇用率47%以下、65歳以上で8%台と急激に低下する。女性の雇用についても同様の傾向がみられ、平均的なオーストラリア人は、55歳から65歳の間で退職しているとみられる。

オーストラリアの年金制度もこの構造に対応して、退職年金制度の税制上の優遇を受ける条件として55歳以後に退職年金を受領することとされており、60歳から女性の、65歳から男性の老齢年金が受給できることとなっている。

オ 退職年金の受給

退職年金については、一定額まで15%の優遇

所得税率が適用される。この一定額は、RBL (Reasonable Benefit Limit : 合理的給付限度額) と呼ばれ、1988年5月に導入が発表された。

RBL (1990—91年度) は次のとおりである。

(ア)一時金選択の場合

退職時平均年間給与

39,970豪ドルまで×7.00

39,970豪ドル超から74,220豪ドルまで

×5.00

74,220豪ドル超 ×3.00

従って、退職時平均年間給与80,000豪ドルの人が一時金で退職年金を受給する場合のRBLは、

$39,970 \times 7 + (74,220 - 39,970) \times 5 + (80,000 - 74,220) \times 3 = 468,380$ 豪ドルとなる。

また年金選択の場合は、年間RBLとして、

キ 退職年金資産の運用

基金は、その資産を預金、国債その他の債券、株式、投資信託、専門運用機関、不動産及び抵当証券等に投資して退職年金資産の増大を図るために運用を行う。運用方法については、投資リスクとの兼ね合いで、個々の基金において、積極運用を行うか、元本の保全を主とするか等の投資戦略の違いがみられるが、投資対象及び投資方法は、概ね欧米の年金基金と同様である

といえる。

以上、オーストラリアの退職年金制度についてその特色を述べてきたが、現在の状況は、1989年の税制改正及び労使関係委員会の裁定を受けて、制度全般の新たな整備普及の段階にあるといえる。オーストラリアの退職年金基金の概観は表8及び表9のとおりである。

(うるしばら・かつふみ 在メルボルン

日本国総領事館・領事)